

本市独自の検討内容の整理

検討事項	本市制度		環境管理部会での 検討内容（案）	
	現状	課題		
市民等からの意見聴取の拡充	<p>方法書及び準備書段階において、事業者は、図書について公告・縦覧し、環境の保全の見地から意見を求め、意見の概要及び当該意見に対する事業者の見解（方法書の場合は意見の概要のみ）を市長に提出し、市長は環境影響評価審査会の意見を聴き、事業者に対して環境保全の見地からの意見を提出する（条例第7条～第10条、第15条、第17条～第19条）</p> <p>公聴会の開催については、既に多くの地方公共団体が条例に規定していることから、法での新たな義務づけは見送られている</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市民等からの意見聴取について、事業者が書面により受け付けることとなっているが、意見聴取の機会を充実させるため、公聴会の開催について検討する必要がある 公告・縦覧については、日刊新聞への掲載や電子縦覧など、事業者の負担となり対応が困難な場合も想定される 	<p>☆<u>公聴会の開催の必要性</u></p> <p>☆<u>公告・縦覧についてその他の適切な方法について検討する必要性</u></p>	
災害の復旧又は防止の際の適用除外の規定の追加	<p>災害対策基本法、建築基準法及び被災市街地復興特別措置法で規定する事業のみを条例の適用除外としている（条例41条）</p> <p>※玄海島復興事業は上記に該当しなかったため、施行規則を一部改正して対応した</p>	<p>災害の復旧又は防止のために緊急に実施する必要がある事業について、実施が困難な場合が想定される</p>	<p>☆<u>市長が認めるものについては、条例で包括的に適用除外の規定を定める必要性</u></p>	
法対象事業における法と条例の調整の規定の追加	計画段階配慮書の手続	<p>規定していない</p> <p>※改正法では、法の第2種事業を実施しようとする者は、計画段階配慮書の手続を行うことができると規定しており、環境省は、手続を行わないこととした事業者に対して、条例に基づき手続を課すことは法に抵触することにならないとしている</p>	<p>条例の対象事業より規模の大きい法の第2種事業について、計画段階配慮書の手続が行われない可能性がある</p>	<p>☆<u>計画段階配慮の手続について条例を準用する必要性</u></p>
	事後調査の手続	<p>規定していない</p> <p>※環境省は、事後調査の手続について、改正法の手続と別に条例に基づき手続を課すことは法に抵触することにはならないとしている</p>	<p>法対象事業について、事後調査の手続が制度化されたが、市長が関与する機会がない</p>	<p>☆<u>事後調査の手続について条例を準用する必要性</u></p>